

みどり
水土里ネット
羽島用水



写真／県単足近排水路左岸中流護岸改良工事

令和8年4月現在の受益面積及び組合員数

市 町	岐 阜 市	各 務 原 市	羽 島 市	岐 南 町	笠 松 町	合 計
受益面積(ha)	43.5	249.2	755.2	98.8	133.0	1,279.7
組合員数(人)	380	1,447	2,521	690	726	5,764

※排水受益を含む



みどり
水土里ネット

地域に生きる木曾の清流

発行／羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL (058) 388-2626
FAX (058) 387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長 高橋 伸治



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび3月19日に開催された第58回通常総代会において、任期満了に伴う理事、監事の改選が執り行われ、新たな執行体制での出発にあたり理事の方々のご推挙により、引き続き私が理事長を務めることになりました。今後も役職員一丸となって運営にあたる所存でございますので、何卒ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。また、副理事長には羽島市の岩田悟さんにご就任をいただいております。この場をお借りしましてご報告申し上げます。

さて、昨年秋から米価格の高騰が続いておりますが、現在は高止まりから緩やかな落ち着きを見せ始めております。昨年12月の東海農政局の公表による岐阜県の作況指数は「103」でやや良となりました。これもひとえに、組合員の皆様方の日頃からの徹底した水管理の賜物であり、心より敬意を表し感謝申し上げます。

また、第58回通常総代会に提出しました全11議案は原案の通り可決成立いたしました。令和8年度一般会計予算については、前年度当初予算より139,455千円増の455,490千円でございます。大幅な増額となっておりますが、事業計画では、団体営土地改良事業2地区、土地改良施設維持管理適正化事業1地区、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業1地区、連携管理保全計画策定支援業務1地区、市町協同事業等を予定しております。引き続き経費節減に努めてまいります。

昨年7月には、活発な雨雲の影響により、時間雨量50ミリを超える非常に激しい雨が断続的に降り続いたため、排水機の運転を行いました。笠松町から羽島市に続く幹線排水路の一部では溢水したところもあり、今後もの確に判断・実施してまいります。

今年度も犬山頭首工からの取水を4月20日から開始しておりますが、取水量には限りがあります。管内の下流部においては揚水機による補給水を多くの地域で行っておりますが、昨今のエネルギー価格の高騰に伴う電気料金の上昇により、運営環境は厳しさを増しております。組合員の皆様におかれましては、より一層の効率的な水管理にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算の確保が大変厳しい状況ではございますが、国、県、関係市町のご理解とご協力を賜り組合員皆様の負託に応えてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍、そして豊穰の秋を迎えられますようご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

第58回 通常総代会開催される

第58回通常総代会は去る3月19日（木）午前10時00分より、笠松中央交流センター1階集会室において総代58名中、出席46名、書面出席8名、欠席4名の出席を得て開催され、高橋理事長の挨拶の後、味岡議長のもと議事に入り、提出議案11案件について審議がなされ、いずれも原案のとおり可決されました。

提出議案及び令和8年度予算は次のとおりです。



味岡議長

議 案

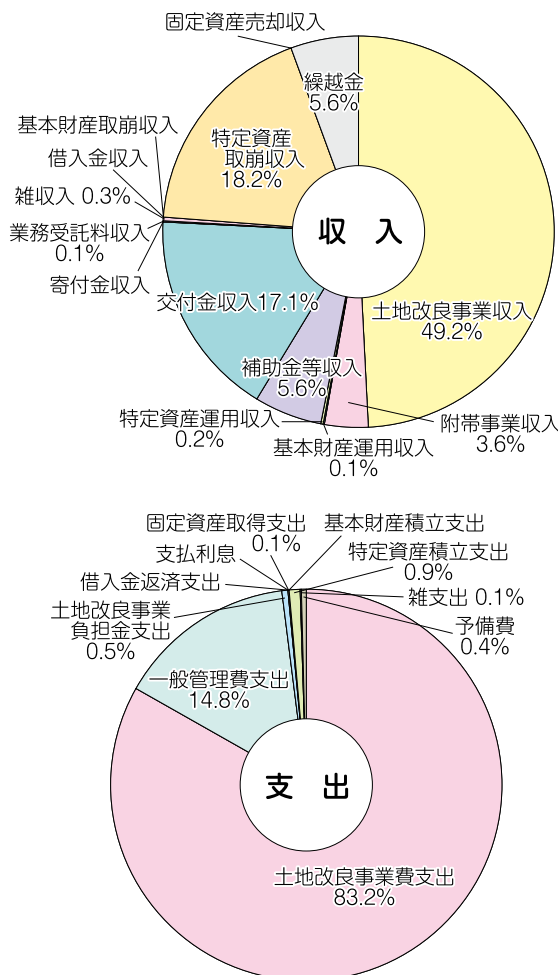
- 第1号議案 令和7年度一般会計収支補正予算について
- 第2号議案 羽島用水土地改良区定款の一部改正について
- 第3号議案 羽島用水土地改良区総代選挙規程の一部改正について
- 第4号議案 羽島用水土地改良区役員選任規程の一部改正について
- 第5号議案 羽島用水土地改良区規約の一部改正について
- 第6号議案 羽島用水土地改良区会計細則の一部改正について
- 第7号議案 令和8年度事業計画並びに一般会計収支予算について
- 第8号議案 令和8年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準
・賦課徴収時期・徴収方法について
- 第9号議案 一時借入金について
- 第10号議案 預入金融機関について
- 第11号議案 役員(理事・監事)選任について



令和8年度 一般会計予算

収 入

科 目(款)	予算額(千円)
1. 土地改良事業収入	223,988
2. 附 帯 事 業 収 入	16,395
3. 基本財産運用収入	552
4. 特定資産運用収入	975
5. 補 助 金 等 収 入	25,730
6. 交 付 金 収 入	78,001
7. 寄 付 金 収 入	1
8. 業 務 受 託 料 収 入	551
9. 雑 収 入	1,281
10. 借 入 金 収 入	2
11. 基本財産取崩収入	1
12. 特定資産取崩収入	83,011
13. 固定資産売却収入	2
14. 繰 越 金	25,000
合 計	455,490



支 出

科 目(款)	予算額(千円)
1. 土地改良事業費支出	378,898
2. 一 般 管 理 費 支 出	67,458
3. 土地改良事業負担金支出	2,402
4. 借 入 金 返 済 支 出	2
5. 支 払 利 息	2
6. 固 定 資 産 取 得 支 出	201
7. 基 本 財 産 積 立 支 出	1
8. 特 定 資 産 積 立 支 出	4,326
9. 雑 支 出	200
10. 予 備 費	2,000
合 計	455,490

令和8年度 賦課金・地区除外決済金について

令和8年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記の通り決定しました。

経常賦課金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	6,300 円
	畑	3,150

特別賦課金

(国営濃尾用水土地改良事業賦課金)

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	200 円
	畑	100

地区除外決済金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	295,100 円
	畑	147,550

※1筆につき手数料1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税(担当)部門におたずねください。

令和6年度 収支決算(令和7年10月6日 臨時総代会承認)

一般会計

収入

科目(款)	決算額(円)
1. 土地改良事業収入	199,285,185
2. 附帯事業収入	16,668,746
3. 基本財産運用収入	232,834
4. 特定資産運用収入	75,691
5. 補助金等収入	26,246,900
6. 交付金収入	2,826,000
7. 寄付金収入	0
8. 業務受託料収入	528,000
9. 雑収入	3,015,390
10. 借入金収入	0
11. 基本財産取崩収入	0
12. 特定資産取崩収入	31,783,504
13. 固定資産売却収入	0
14. 繰越金	25,207,204
合計	305,869,454

支出

科目(款)	決算額(円)
1. 土地改良事業費支出	208,226,781
2. 一般管理費支出	55,126,970
3. 土地改良事業負担金支出	2,118,833
4. 借入金返済支出	0
5. 支払利息	0
6. 固定資産取得支出	563,417
7. 基本財産積立支出	0
8. 特定資産積立支出	4,103,504
9. 雑支出	0
10. 予備費	0
合計	270,139,505

差引残高 35,729,949円(翌年度繰越金)

財産目録(令和7年3月31日現在)

(資産の部)	
1. 流動資産	78,350,478円
2. 固定資産	4,421,873,519円
合計	4,500,223,997円

(負債の部)	
1. 流動負債	43,469,339円
2. 固定負債	105,822,451円
(正味財産の部)	
1. 正味財産	4,350,932,207円
合計	4,500,223,997円

令和8年度 羽島用水取水計画

期間	取水計画量(㎡/S)	備考
4月 1日～ 4月19日	0.00	
4月20日～ 5月20日	3.50	苗代
5月21日～ 6月18日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月19日～ 7月20日	6.50	〃
7月21日～ 7月27日	3.50	中部地区 断水(中干し)
7月28日～ 9月24日	6.50	出穂期・普通期
9月25日～10月 6日	3.50	
10月 7日～翌年3月31日	0.06	

※許可水利権により取水しております。早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

※気象条件等により変更する場合があります。また、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので、通水不可となります。

- ①地震発生の場合 1) 震度5以上の場合
2) NTT回線が寸断された場合
- ②木曾川洪水量3千㎡/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。
また、田の取水栓(横断管含む)、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。



新役員が決定されました

令和8年3月19日(木)、笠松中央交流センター1階集会室において開催された第58回通常総代会において、任期満了に伴う新役員の方々が選任されました。(敬称略)

また、令和8年4月22日(水)、理事、監事の互選が行われました。

任期は令和8年4月28日から令和10年4月27日までになります。

理 事

役職名	氏名
理事長	高橋 伸治
副理事長	岩田 悟
会計担当理事	加藤 木孝
理 事	武 仲 勝
//	松原 重広
//	西尾 武
//	齋藤 文彦
//	木方 真一郎
//	仙石 明正
//	奥村 裕好
//	大橋 勝好
//	花村 直良
//	浅野 博

監 事

役職名	氏名
総括監事	道家 嗣典
第1監事	永井 博幸
監 事	渡邊 達朗
//	松尾 正樹
//	北川 山治
//	森 皇造

用排水調整委員

役職名	氏名
委員長	花村 直良
副委員長	齋藤 文彦
委 員	松原 重広
//	西尾 武
//	奥村 裕好
//	浅野 博

地域活動への取り組み

あじさい祭り&ウォーク

令和7年6月8日(日)、正木コミュニティセンター(羽島市正木町)において、「第27回正木町健幸(けんこう)あじさい祭り&ウォーク」が開催されました。

地域の皆さん、国、県、市の方々が参加され、羽島用水のパイプライン化によって整備された遊歩道に植えられたあじさいを鑑賞しながら、ウォーキングや写生を楽しみました。



ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられますと、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くずのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用(賦課金)が必要となります。当土地改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。



おくやみ

理事 入山 巖氏が去る令和7年12月3日にご逝去されました。

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。



羽島用水土地改良区施行事業

令和7年度は県単事業2地区、土地改良施設維持管理適正化事業1地区、市町協同事業33地区、改良区単独事業89地区の工事を施行いたしました。

適正化事業 米野・徳田分水工フロードバルブ整備補修工事



市町協同事業 伏屋排水路改良工事



用水2号線掛樋塗装工事



◆組合賦課金の納入について◆

【賦課金の納期内完納にご協力ください。】

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和8年5月27日(水)** です。 ※月末ではありません

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・十六	・大垣共立				
	愛 知	・名古屋	・愛知				
	三 重	・百五	・三十三				
	そ の 他	・静岡	・清水	・滋賀	・福井	・北國	・北陸
		・富山第一	・中国	・トマト	・八十二	・関西みらい	
		・北海道	・山口	・富山	・北九州	・楽天	・auじぶん
都 銀	・三菱UFJ	・みずほ	・りそな	・埼玉りそな	・三井住友		
信 託	・三井住友信託						
信 用 金 庫	岐 阜	・岐阜	・大垣西濃	・関	・東濃	・八幡	・高山
	愛 知	・愛知	・いちい	・岡崎	・蒲郡	・瀬戸	
		・知多	・中日	・東春	・豊川	・豊田	
		・豊橋	・西尾	・半田	・尾西	・碧海	
	三 重	・北伊勢上野	・桑名三重	・津			
そ の 他	・遠州	・島田掛川	・浜松磐田	・湖東	・長浜		
	・滋賀中央	・京都	・京都中央	・金沢	・興能		
	・のと共栄	・はくさん	・高岡				
信 用 組 合	岐 阜	・岐阜商工	・飛騨	・益田	・岐阜県医師	・イオ	
	愛 知	・愛知県中央					
農 業 協 同 組 合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合						
労 働 金 庫	東海労働金庫						
ゆ う ち ょ 銀 行	全国のゆうちょ銀行						

◎ご注意ください!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることとなりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ&A

Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこですか。

A 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。

Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。

A 申込みに必要なものは、下記のものです。

- 賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)
- 預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの)
- 通帳使用印鑑

Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。

A 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。

Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。

A 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。

Q5 郵便局で現金納付したいのですが。

A 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

ごぞんじですか？自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第44条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか？

- A 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか？

- A 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

Q3 農地転用決済金とは？

- A 決済金は「土地改良法第43条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。
農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。
田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。
未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は？

- A 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか？

- A 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。